

維新の会の光本圭佑でございます。

第 2 回定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間ご清聴を宜しくお願い申し上げます。また、市長はじめ理事者の皆様におかれましては、私の意のあるところをお汲み取り頂まして、明快でわかりやすい御答弁を宜しくお願い致します。

今回は、5 点、

「平成 29 年 6 月 4 日執行 尼崎市議会議員選挙について」

「地方議会議員年金制度について」

「生活保護受給者の顔写真付き確認カードについて」

「新一年生に支給する新入学学用品費について」

「幼児教育現場におけるエピペンの取扱いについて」

です。

それでは、早速質問に入ります。

(1. 平成 29 年 6 月 4 日執行 尼崎市議会議員選挙について)

6 月 4 日に投開票された尼崎市議会議員選挙は、前回の 54 名を上回る 61 名が立候補しました。投票率は前回の 41.38%からわずかに 1.04 ポイント上回り 42.42%となりました。

この結果に対して、6 月 6 日に行われた当選証書付与式で選挙管理委員会委員長は「投票率も上がって喜んでいる。」とおっしゃっていました。

しかしながら、投票率は前回と比べわずか 1.04 ポイントしか上がっておらず、立候補者が増えたことや、選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられて初となる市議会議員選挙だったことも考えれば、喜べるような結果ではなかったのではないかと私は感じております。

ちなみに、今回の市議会議員選挙での 18 歳の投票率は 29.31%、19 歳の投票率は 23.32%と、いずれもかなり低い投票率となっており、全体の投票率を引き上げる要因にもなっています。

常時啓発で年間 30 万円、平成 26 年衆議院選挙・市長選挙、平成 27 年県議会選挙、平成 28 年参議院選挙、平成 29 年市議会議員選挙の啓発で合わせて約 2000 万円の税金を使ってきたわりには、選挙や投票への意識の醸成に繋がっていないと感じざるをえません。

平成 25 年に実施された市議会議員選挙からの 4 年間に行ってきた啓発等が本当に効果があったかどうか、これからも今までのような啓発でよいのかなどを検証する必要があると思います。

Q1.そこでお尋ねします。

18歳・19歳の投票率の低さ、平成25年時の投票率と比べてわずか1.04ポイントしか改善されていない現実、啓発にかかる費用対効果などの観点から、改めて今回実施された尼崎市議会議員選挙の総括をお願いします。

(2. 地方議会議員年金制度について)

「議員特権はおかしい」と批判が噴出し、2006年に「国会議員年金」が廃止され、「地方議員年金」も2011年に「国民生活と乖離した悪しき制度」と国会の全会一致により廃止されています。

現在、国会議員も地方議員も「国民年金」に加入している中、廃止からたった5年ほどで地方議員が“特権”復活に動き始めています。

昨年7月に突如として全国都道府県議会議長会において、2011年に廃止された地方議会議員年金に代わる「新たな地方議会議員の年金」として、報酬比例部分のある公的年金制度への加入を求める決議がなされ、昨年9月には各地方議会において同制度への加入を求める決議がなされることを求める活動方針が示されています。

今年に入り、この方針に基づき各地方議会では意見書を採択し、その数は地方議会の半分以上にあたる900議会にのぼっています。

共同通信の集計によると、現在地方議会の半数以上にあたる900議会が、地方議員も「厚生年金」に加入できるよう、国に法整備を求める意見書を可決しているようです。もし、掛け金が労使折半である「厚生年金」への地方議員の加入を認めると、新たに200億円の公費負担が必要になる計算のようです。

Q2.そこでお尋ねします。

地方議会議員の年金が復活し、掛け金が労使折半となると本市の保険料負担は年間いくらになるのでしょうか。教えてください。

(3. 生活保護受給者の顔写真付き確認カードについてについて)

生活保護の不正受給を防ぐため、大阪市の一部の区が、受給者に顔写真付きのカードを交付し、窓口で本人確認に利用していることについて、吉村大阪市長は「不正受給を1件でも減らすのが市長の仕事。全市展開してもいい」と述べ、拡大を検討する考えを明らかにしました。

カードは「確認カード」と呼ばれ、免許証ほどの大きさで、顔写真が貼り付けられ、整理番号が記入されています。大阪市全24区のうち、浪速・福島・東住吉の3区で2013年に始め、翌年に港区でも導入されています。

大阪市によると、生活保護費を窓口で受給する場合、氏名や住所、生年月日を尋ねて本人確認をします。担当者は「カードがあれば顔写真だけで素早く確認でき、なりすましも防げる。本人に目的を説明し、同意を得てから交付している」と説明しています。今年3月末時点での4区の受給者は計1万8964人に上り、カードは延べ5869枚が交付されているとのことです。

Q3.そこでお尋ねします。

大阪市が全市展開も検討している「生活保護受給者の顔写真付き確認カード」について、本市のご見解をお聞かせください。

(4. 新一年生に支給する新入学学用品費について)

今年 3 月に開かれた第 21 回定例会の総括質疑で、「要保護・準要保護児童生徒就学援助費補助費について」を質問させていただきました。

質問要旨としましては、「経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対しては、事後ではなく事前の振込みが、より実生活に応じた援助になると思うが、事前に援助ができない要因は何か。」というものでした。

それに対して、教育次長の答弁は「仮に学用品費等を事前振込みとした場合、支給認定の変更や転出等への対応が困難。」というものでした。

しかしながら、今年 7 月に隣の大阪市が保護者からの要望を受け、新一年生への入学準備金を入学前に支給できるよう市の規則を変更する方針を固め、議会の同意を得られれば来年度から実施したい旨を発表しました。

Q4.そこでお尋ねします。

隣の大阪市では、入学前に新入学学用品費を支給できるよう市の規則を変更する方針を固めることができるにも関わらず、課題解決先進都市を掲げる本市ではなぜそれができないのか。ご見解をお聞かせください。

(5. 幼児教育現場におけるエピペンの取扱いについて)

近年、食物アレルギーをはじめ、喘息やアトピー性皮膚炎などのアレルギー疾患を持つ子供が年々増えています。

特に、食物アレルギーについては、保育園児 4.9%(※1)、小学生 2.8%、中学生 2.6%、高校生 1.9%(※2)と、保育所における率が高いことが発表されています。

(※1)厚生労働省：保育所におけるアレルギー対応ガイドライン：4. 2011

(※2)アレルギー疾患に関する調査研究委員会：アレルギー疾患に関する調査研究報告書：47. 2007

食物アレルギーは特に乳児に多く、乳児期以降、食物アレルギー児の年齢別割合が低下していくという調査結果があります。

食物アレルギーの中には緊急性が高く重篤なアレルギー症状、いわゆるアナフィラキシー・ショックを起こすケースもあり、短時間のうちに死に至ることもあります。

そうした症状が出た場合の応急処置に使われるのが「エピペン」と呼ばれる注射薬です。筒の中に薬と針が入っていて、太ももに打つことで、症状を一時的に緩和することができます。できるだけ早く打てるかどうかで生死が分かれるとも言われています。国はガイドラインで、本人が打てない場合は、教職員や保育士が打つことを求めています。ところが、エピペンの持ち込みや使用を拒む現場もあり、行き場を失う子供まで出て来ている自治体もあります。また、自治体によっては教育や保育の現場でエピペンを預からないことを明文化している自治体もあります。

Q5.そこでお尋ねします。

本市では、エピペンの持ち込みや使用を拒む教育や保育の現場は存在するのでしょうか。また、教育や保育の現場でエピペンを預からないことが明文化されていたりするのでしょうか。教えてください。

(一問一答 Q1-1)

今回の市議会議員選挙でも、選挙直前に市民オンブズ尼崎が「議員通信簿ベスト、ワーストランキング」と「2013年～2017年尼崎市議会議員通信簿一覧表」を発行しました。個人的には、「2013年～2017年尼崎市議会議員通信簿一覧表」の配点方法や、項目に上がっている事柄は非常に意図的・恣意的であり、公平性に欠け、友好的な会派や議員が上位にランキングされるように作成されているのではと感じています。有権者をミスリードしている部分もあるとさえ感じています。

例えば、平成28年9月第18回定例会において「議案107号尼崎市選挙公営条例の一部を改正する条例について」が上程されました。この議案は、公費で負担される自動車の借り入れ契約の上限額を1日1万5300円から1万5800円に増額、燃料供給の上限額を1日7350円から7560円へと増額しようとするなどの議案でした。

この議案に反対したのは、当時の維新の会の所属議員と田中淳司議員だけであり、そういったことは議員通信簿にまったく記載も反映もされていません。

議員通信簿の中で「選挙公費助成受取額」という項目を作り、そのベスト・ワーストをランキングするなら、この議案107号の採決結果を反映しないのは明らかにおかしく、友好的な会派や議員が上位にランキングされるように作成されていると言われても仕方がないと思います。

また、「選挙公費助成受取額」という項目は、配点も一番大きく、選挙公費を多く受け取ったワーストメンバーには「自分に甘い人たちに見えます。」というコメントも書かれています。

市の条例で定められた公費負担限度額に対して、少なく抑えた議員を正義、多く使った議員を悪のように扱うところにも、個人的には違和感があります。

本来すべきは、公費負担上限額が市場価格と比較して妥当なものなのか、適正なものなのかという本質を議論し、必要であれば変えて行くことだと私は思います。

まさか議員通信簿で上位にランキングしたことを声高に謳ったり、ワーストになった議員を批判したりした現職議員はいないと思いますが、制度や条例を変えられる側にいる議員がその動きや働きかけをせず、自分だけちゃんとしていますというのは、逆に市政に対しても市民に対しても無責任ではないでしょうか。

議員通信簿作成には市議を経験した現職県議も関わっているのであれば、根本である制度の改革を声高に訴え続け、友好会派や友好議員を通して改革をするべきだと私は思います。

選挙運動費用に関する公費負担制度の中で、尼崎市議会議員選挙においては「選挙運動用ポスター」にかかる負担額が一番大きく、また、各候補者間でもこの負担額に大きな違いが出て来ています。

また、選挙運動用ポスターに関しては、全国でも「水増し請求した金を業者からキックバックさせる」といった犯罪も起こっており、市場価格と比較して妥当ではない負担上限額を設定し続けることは、犯罪の温床になる可能性や、いらぬ誤解を招きかねないとも思います。

Q1-1 そこでお尋ねします。

選挙運動用ポスターの公費負担額は本市独自に設定することが可能ですが、公費負担額を見直す際にハードルになっていることは何か、なぜ抜本的な見直しができないのかを教えてください。

(一問一答 Q1-2)

選挙運動用ポスターの公費負担上限額を見直す際の様々なハードルは理解できました。

Q1-2 そこでお尋ねします。

基準額や上限額の設定方法などについて、諮問会議を立ち上げてはいかがでしょうか。学識経験者等に意見を求めるなどして検討を行うお考えがあるかお聞かせください。

(一問一答 Q1-3)

都道府県や市、特別区の議会議員選挙で選挙運動用のビラ配布を解禁する改正公職選挙法が今年の6月14日、参議院本会議で全会一致で可決、成立されました。2019年3月1日に施行され、これ以降に告示される選挙から適用されます。したがって、今回の尼崎市議会議員選挙では不可能でしたが、次回の市議選からビラ配布が可能になります。

候補者1人あたり、都道府県議選では1万6000枚、政令指定都市の市議選では8000枚、それ以外の市の市議選と特別区議選では4000枚を配布できるようになります。各議会が条例で定めれば、ビラの作製費用を公費で負担できるとしています。

Q1-3 そこでお尋ねします。

「各議会が条例で定めれば、ビラの作製費用を公費で負担できる」とありますが、各自治体で定めるのではなく、各議会で定めるということでしょうか。また、どちらが定めるにしても、公費負担上限額をどのように決めるのでしょうか。教えてください。

(一問一答 Q1-4)

次回の市議選から配布可能となる選挙運動用のビラですが、資金力が十分でない人についても、選挙に立候補ができ、一定の選挙運動を行え、選挙の公平性を担保するなどの観点から公費で負担するかしないかを考える必要があると思います。一方で、本市がおかれている財政状況も念頭に置かなければいけません。

Q1-4 そこでお尋ねします。

次回の市議選から配布可能となる選挙運動用のビラですが、「公費で負担しない」と定めた場合でも、自費で配布することは可能なのでしょうか。また、その場合でも作製費の上限は定められるのでしょうか。教えてください。

(メモ)

選挙運動用のビラ配布の解禁は、連呼と握手の「お願い選挙」から「政策で選ぶ選挙」に一步でも近づけることにも繋がります。

公費負担ではなく自費負担になったとしても、本市でのビラ配布が解禁されることを願っています。

また、公費負担となっても、市民オンブズの議員通信簿にある「選挙公費助成受取額」に加算されることを気にして、ビラを配布しないなどという本末転倒が起こらないことを願っています。

(一問一答 Q2-1)

議員年金の復活に向けて、大半の地方議会では「老後の生活が不安になると議員のなり手がなくなる」と、支給額の多い厚生年金への加入を訴えています。

しかし、一般市民と比べて議員は高額報酬を受け取りながら「老後が不安」とはあり得ないという声も上がっています。

地方議会の半数以上にあたる 900 議会で意見書が可決されていますが、各地方議会の決議がなくても「年金復活法案」の提出は可能です。ポイントは地方議員が自分達で年金復活を決めるのではないということです。地方議員の待遇に関することですが、法改正なので審議する場は国会であり、国会議員の多数によって決まります。

つまり、地方議員は「国会で決まったことだ！」と言い訳ができますし、国会議員は「地方議員が可哀想だから」といい人になることもできる。批判の相手が定まらず、直撃を回避できる仕組みでもあります。

Q2-1.そこでお尋ねします。

地方議会議員の年金を復活させようという動きがある中、市長は復活に賛成・反対どちらのお考えでしょうか。お考えをお聞かせください。

(一問一答 Q2-2)

2011 年に地方議員年金制度は廃止されましたが、元議員等の既存支給者への給付を公費対応としたため、制度の完全廃止までの地方自治体の負担は総務省試算で約 1 兆 1400 億円に巨額なものとなっています。地方議員年金制度廃止の後始末のために莫大な税金投入がこの先数十年も続く上に、さらなる税金投入が必要となる“特権的地方議員年金制度”を復活させることは、到底理解を得られるものではないという声も上がっています。

待遇改善のため地方議員が厚生年金に加入すれば、保険料を議員と自治体が折半で負担することになります。大阪府の松井一郎府知事は「加入を認めることになっても大阪府としては保険料負担の予算を付けない」と強調しています。

Q2-2.そこでお尋ねします。

地方議会議員の年金が復活した場合でも、自治体の長の判断で「保険料負担の予算を付けない」ということはできるのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

(一問一答 Q3-1)

本市では、窓口での生活保護費受給件数は約 300 件と聞いています。

窓口で受給する場合は、受給者証と印鑑が必要となります。

逆に言えば、受給者証と印鑑があれば本人以外でも受給可能ということですが、そこは本市職員の方々の知識と経験と記憶というマンパワーで、本人ではなくてもご家族やケースワーカーに対して支給し、誤った支給や騙し取りは防ぐことができている状況だとも耳にしています。

そういう意味では、マンパワーに頼っているとも言え、異動等があっても一律一定のサービスを提供できるようにするには、また、誤った支給や騙し取りによる職員のリスクや精神的負担を軽減するには、生活保護受給者の顔写真付き確認カードの導入も 1 つの方法ではないかとも思います。

Q3-1.そこでお尋ねします。

本市でも、「生活保護受給者の顔写真付き確認カード」を導入するお考えはありますでしょうか。導入の考えがない場合、職員のマンパワーに頼らず、誤った支給や騙し取りを防ぎ、異動等があっても一律一定のサービスをどのように提供していくかの具体策を教えてください。

(一問一答 Q4-1)

大阪市では、「市民税・府民税証明書」が発行可能となる6月以降を待たず、前年度の証明書等で審査をして、入学前の3月下旬に新入学学用品費を支給可能にする制度変更を現在考えており、議会で可決されれば、来年3月下旬からの支給を目指していると聞いております。

今年3月に開かれた第21回定例会の私の総括質疑での答弁では、「仮に学用品費等を事前振込みとした場合、支給認定の変更や転出等への対応が困難。」とありましたが、大阪市では平成30年度に大阪市立の小・中学校に予め入学しないと分かっている方は申請されないよう周知徹底する他、もし転出等で入学しなかった場合でも返金を求めて追いかけていくとのことでした。確かにこの部分は検討課題ではあるとしながらも、それでもその他多くの児童・生徒・保護者のためになるのであれば・・・という考えで具体的に動き出しています。

少数派を意識するがあまりに施策が実施できない、しかしこの場合は少数派が損害を被るわけではないので、大多数が報われる施策を実施していくべきだと思います。

Q4-1.そこでお尋ねします。

大阪市は保護者の要望を受け、市長の判断・決断で新入学学用品費の事前支給に動き出しています。課題解決先進都市を謳う本市でも、ぜひ市長判断で実施に向けて動き出し、いただきたいのですが、市長のお考えをお聞かせください。

(メモ)

逆にいつから検討することを考え始めたのか？

何がきっかけで検討することを決めたのか？

今までも同様の声や要望はあったのにも関わらず、なぜ動かなかったのか？

それとも、教育委員会としては市長に言っていたのに市長が動かなかったのか？

(一問一答 Q5-1)

「エピペン」の注射は法的には「医行為」にあたり、本人や家族または医師以外の第三者が「医行為」を反復継続する意図をもって行えば医師法第17条に違反することになります。しかし、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた保育士や教職員が「エピペン」を自ら注射できない状況にある園児・児童・生徒に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反になりません。

園児・児童・生徒がアナフィラキシーに陥った時に「エピペン」を速やかに注射するためには、園児・児童・生徒本人が携帯・管理・使用することが基本です。しかし、それができない状況にあり対応を必要とする場合は、園児・児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、「エピペン」の管理・使用について、保育所・幼稚園・学校・教育委員会は、保護者・本人、主治医・学校医、学校薬剤師等と十分な協議を行っておく必要があります。

Q5-1.そこでお尋ねします。

本市では、過去に保育士や教職員によるエピペンの使用例はあるのでしょうか。また、エピペンの管理・使用について、現場と保護者等の間で協議がされた例はあるのでしょうか。

(一問一答 Q5-2)

アレルギー症状への対応の手順は複雑であり、様々な点を確認して進めなければいけません。特に緊急時はエピペンを使用するかどうかを瞬時に判断する必要に迫られることから、エピペンを使用するかどうかの基準や判断方法などを明確にしておくことが重要です。

参考資料をご覧ください。岐阜県教育委員会では、このような「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を作成しています。兵庫県教育委員会でも平成25年3月に「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」を作成していますが、岐阜県教育委員会が作成している「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」のように手順が一目見て分かりやすい作りになっていません。また、エピペンについては「緊急性の判断と対応」のところで「ただちにエピペンを使用する」「迷ったらエピペンを打つ！」とはっきりと記載されています。

Q5-2.そこでお尋ねします。

本市独自の「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」は作成されているのでしょうか。また、エピペン使用にまできちんと言及・記載したマニュアルやガイドラインを作成する考えはありますでしょうか。教えてください。

(一問一答 Q5-3)

アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた保育士や教職員が「エピペン」を自ら注射できない状況にある園児・児童・生徒に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反になりません。

しかしこれは、本人が処方されたエピペンの場合です。

例えば、保育所・幼稚園・学校がエピペンを常備し、緊急時にそのエピペンを使用する場合は医師法違反になるのでしょうか。

他にも、例えば A 君が処方されているエピペンを保育所で管理していたところ、B ちゃんがエピペンを使用せざるおえない状況に陥った時に A 君のエピペンを B ちゃんに使用してもよいのでしょうか。そして、使用した場合は医師法違反になるのでしょうか。

Q5-3.そこでお尋ねします。

保育士や教職員が保育所・幼稚園・学校に常備しているエピペンを園児・児童・生徒に使用した場合や、保育士や教職員がエピペンを処方された園児・児童・生徒とは別の人が使用した場合の、本市の見解をお聞かせください。